

阿賀野市条例第12号

阿賀野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

阿賀野市道路占用料徴収条例（平成16年阿賀野市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	590
	第2種電柱		900
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		530
	第2種電話柱		840
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	510
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートル につき1年	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	1個につき1 年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		440
	広告塔	表示面積1平 方メートル につき1年	1,900
	その他のもの	占用面積1平 方メートル につき1年	1,100
法第32条 第1項第	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	47
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満		63

2号に掲げる物件	のもの				
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの				130
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの				320
	外径が1メートル以上のもの				630
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	840	
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	530
			地下に設けるもの		320
		その他のもの			
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額

	上空に設ける通路			940
	地下に設ける通路			560
	その他のもの			1,100
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの		占用面積1平 方メートル につき1日	19
	その他のもの		占用面積1平 方メートル につき1月	190
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ であるもの を除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平 方メートル につき1月	190
		その他のもの	表示面積1平 方メートル につき1年	1,900
	標識		1本につき1 年	840
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	1本につき1 日	19
		その他のもの	1本につき1 月	190
	幕（令第7条 第4号に掲 げる工事用施 設であるも のを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	その面積1平 方メートル につき1日	19
		その他のもの	その面積1平 方メートル につき1月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	1,900
		その他のもの		940
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			方メートル につき1年	Aに0.031 を乗じて 得た額

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		につき1月	110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて

場			得た額
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて 得た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて 得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するも

のを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項の規定により市に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間が1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の阿賀野市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。